

石川県地域連携薬剤師共育プログラム及び 石川県薬剤師修学資金返済支援事業実施に関するQ&A

令和5年4月1日

(全般に関すること)

1. 薬剤師が就業する先に薬局は無いのか

令和3年12月24日付けの厚労省事務連絡に基づいてこの事業を実施するため、県が選定していない医療機関等は対象外とします。(「県外の事業所」、「営利性をもつ薬局」は共育病院の申請そのものがない。)

(病院に関すること)

1. 薬剤師が就業する病院の組み合わせはどのようなもので、誰が決めるのか

事務連絡では、「異なる機能を有する医療機関等を複数経験することが望ましい」とされているため、プログラムでは2以上の病院を経験することを要件としています。このため、1つのコースには1以上の基幹病院と1以上の地域病院を組み合わせる必要があります。どのような病院が組み合わせとなるかについては、原則として指定済みの共育病院間で決めることとなりますが、職能団体の助言を得る事ができることとしています。最新の要綱や共育病院の指定状況等については、薬事衛生課のホームページ上に掲載します。

2. コース名はどのように決めたらよいか

ルールはありませんが、同一内容で複数名募集する場合には、受講開始日や資格、スケジュール等、細部で異なることを想定して、コース名を区別できるようにしなければならない。

例) ○○病院/○○病院 心疾患コース1

3. 取得しなくてはいけない資格は、誰がどの段階で決めるのか

県の指定する資格(要領別表1)のうちから、①共育病院側が募集要項等で特定のものを指定する場合、②修業年限中に薬剤師自ら決める場合があります。いずれにしても、プログラムを満了するためには義務年限中に、要綱で指定する認定・専門資格を1つ以上取得しなくてはなりません。

4. 募集要項にはどのような内容を盛り込めばよいか

募集範囲(当院に限定するのか、出向先の病院からの応募も受け付けるのか)、義務年限、就業スケジュール、取得予定の認定・専門資格名、資格取得スケジュール、出向先、出向時における身分、待遇(給与・保険・福利厚生・休暇休職等)、業務内容、プログラム離脱や満了時における身分等の取り扱い、事前面接の有無等が想定されます。共育病院間で、就業規則等の整合性を十分確認したうえで、プログラムへの参加を希望する者に提示しなくてはなりません。なお、募集にあたっては、コースにある共育病院それぞれの強みやアピールポイントを盛り込むことが望ましいです。

5. 共育プログラムの実施に要する費用負担はどうするのか

当プログラムは、病院間での人材交流や薬剤師のスキル向上、労働力移動を狙った新たな仕組みをお示しするものです。募集・連絡調整費、薬剤師の給与や処遇改善費用等の負担については、一義的に受益者がすべきであることから、県から各病院や関係者に対する費用補助は無く、また、県に求めることもできません。よって、人材を求める病院・関係者間で調整し解決する必要があります。また、各病院に勤務する薬剤師の定着を狙うため、病院間での給与・待遇面で薬剤師側へ不利な方向へ格差が生じないように十分調整しなければなりません。

6. プログラムは出向か、派遣か

原則として、在籍型出向又は転籍出向となります。

出向制度の詳細や、保険・雇用等に関する一般的な費用分担例については、(公財)産業雇用安定センター石川事務所にお尋ねください。

指揮命令権等の整理によっては、派遣業許可が必要な場合がありますので、所轄官庁(石川労働局職業安定部)に相談願います。

7. 募集する薬剤師に制限をかけられるか

各病院で必要とする人材は異なるため、「新卒のみ」「病院薬剤師歴3年以上」等の制限をする場合は、共育病院間で調整したうえで、その旨を募集要項に記載しておく必要があります。

8. 就業スケジュール・資格取得スケジュールとはどのようなものか

就業スケジュールは、複数の病院間をどのような日程で就業するかを示したものであり、年単位、月単位、曜日単位等、原則的にどのような形で各病院を就業する必要があるのかについて示します。基幹病院、地域病院どちらから受講をスタートするようにしても結構です。

資格取得スケジュールは、資格取得等に関して、どの時点でどこまで症例数やスキル等を得るべきであるかの到達点(教育を実施する場合はカリキュラム)がイメージできるよう、スケジュールとして示します。募集段階で取得すべき資格(分野・領域)を特定していない場合は、受講開始後出来る限り早いうちに特定し、コースの変更として提出してください。このとき、要綱第8条第5項の制限に留意してください。

9. 1つのコースに複数名の応募が同時にあった場合はどうするのか

共育病院側が負担でなければ、新しくコースを追加で届け出て受講させることができます。ただし、要綱第8条第5項に示す通り、特定の病院にプログラム薬剤師や特定の資格取得希望者が集中するのを抑制するため、同時に運用できるコース数とその内容について制限しています。

(例1) 1つの地域病院がコースを既に2つ運用中である場合、新たなコースを開始することはできません。(県及び職能団体との協議においてコース総数の追加が認められた場合を除きます)

(例2) 悪性腫瘍の分野・領域のコースを既に2つ運用中である場合、新たに悪性腫瘍のコースを開始することはできません。

10. 薬剤師の病院への就業意欲を向上させるために何から着手したらよいかわからない

どの部分がリクルートの障害となっているのか、専門家にご相談ください。
相談先の例として、石川県医療勤務環境改善支援センターが挙げられます。

11. 共育病院以外の医療機関等に出張や研修が必要な場合は、就業条件から逸脱となるのか

個々のケースによるが、共育病院以外に雇用関係が無く、研修など一般的に、「就業」とみなされる場合（共育病院の監督下にある場合）は逸脱として扱わない。

12. 受講者の受講エントリーはいつからか

令和5年度は各病院や薬剤師の準備期間と想定しております。令和5年度中に受講エントリーする薬剤師が修学資金返済支援を希望している場合は、予算計画上、義務年限の満了日を令和12年4月1日以降となるようにコースを策定してください。修学資金返済支援を希望していない場合は、満了日はそれ以前でも可能です。

13. 他法令との関係

当プログラムの実施にあたって、労働契約法等、関連する規制が他にある場合については、当然に満足していることが前提となります。（当プログラムの実施における確認事項の対象外です）

14. プログラム満了者に対して就業先を指定することは出来るか

当プログラムでは、職業選択の自由を保障する観点から、満了者に対する就業先の指定や制限をかけません。人材獲得を考えている病院においては、薬剤師の定着に向けて独自色を発揮し、他職域や他院と獲得競争ができる体制整備が必要です。

15. 病院間の調整ができなかった場合に、共育病院の指定の辞退を申し出る必要はあるか

要綱第4条の規定により辞退することも可能ですが、新たに参加を希望する薬剤師側の要望を汲む可能性や別の病院との調整の可能性を考慮して、指定されればなしでも差し支えありません。このため、辞退の期限は設定しません。なお、病院の組み合わせについては、病院系列（連携のしやすさ）や得意分野、地理等の諸要素を考慮する必要があるため、県が病院の組合せを積極的に指示していくことは現時点において予定しておりません。（問1参照）

16. 要領別表2（指定する病院の要件）に関する詳細について

- （基幹病院）次の a～c 全てを満たす/（地域病院）a～c の全部又は一部を満たさない
 - ・申請日時点における状況を記載する。
 - ・薬剤師数とは、常勤換算後の薬剤師数をいう。（医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱-IV検査基準を参照）
- （一般病床を有する病院に限り適用）院外処方率 $\geq 70\%$
 - ・過去3カ月のうち、最低月の値を記載する。
 - ・院外処方率 $\% = A \div (A + B) \times 100$ （処方箋料算定回数(A)、処方料算定回数(B)）

3. 後発品置換率（入院にかかるもの） $\geq 60\%$
- ・過去3カ月のうち、最低月の値を記載する。
 - ・後発医薬品使用体制加算の算定方法と同様。

4. 許可病床数 50 又はその端数を増すごとに、薬局内で勤務する非薬剤師を 5 人・時間/週以上配置している

- ・薬局内でのルーチン業務のうち、薬剤師以外でも代替可能な非免許業務（発注、検品、清掃、棚卸・期限管理、事務、調剤助手等）について、一定時間以上、非薬剤師にタスクシフトされている場合に該当する。
- ・SPD業者への委託も対象とする。（薬局内での業務部分に限る。）

計算例）（調剤助手A）30時間/週＋（事務員B）25時間/週＝55人・時間/週

（早見表）	許可病床数	非薬剤師勤務時間
	～100床	10人・時間/週以上
	101～150床	15人・時間/週以上
	151～200床	20人・時間/週以上
	201～250床	25人・時間/週以上
	251～300床	30人・時間/週以上
	301～350床	35人・時間/週以上
	：	：

5. 業務効率の向上に関する設備が複数導入されている

- ・薬剤師業務の効率化に貢献する設備やシステムが2種類以上あれば該当する。

例）処方オーダーリングシステム、調剤ロボット（自動分包機、水剤分注装置、自動払出機・ピッカー等）、監査支援システム、薬歴入力支援システム、在庫管理・自動発注システム

6. （基幹病院）プログラム薬剤師を教育・研修できる体制が整っている

- ・養成機関の指定・教育者・設備・症例数等など、資格の認定団体が求める資格取得環境やレポート作成等に必要な症例数があれば該当する。予定する資格（分野・領域）に、病院側に課された体制要件が無く、自己学習で取得が完了する資格については、可として申請して差し支えない。

6. （地域病院）地域医療の現状について教育できる

- ・地域病院を取り巻く環境、他医療機関との役割・連携、当院が対象とする患者層、当該地域や当院で求められている人物像、やりがい等について、薬剤師の教養や価値観醸成のための教育を想定している。
- ・教育すべき内容、時間や方法（講義形式、ディスカッション形式等）、教育者の要件は指定しない。ただし、地域病院就業期間中の早いうちに教育を実施するよう努めなくてはならない。

7. 病棟薬剤師業務の強化に取り組んでいる（又は、その予定である）

- ・薬剤師業務について、対物業務を効率化し、対人業務にシフトを進めている場合に該当する。
- ・取り組んでいる場合、その具体的な内容について、定量できる形で記入する（予定の場合、実現可能な具体的スケジュールを含めること）

例) R4 は調剤補助員を増員したことで、病棟薬剤業務実施加算の算定回数が R3 比 120%となった

8. 医療系資格の取得（更新）に対する支援がある

- ・費用面での支援があれば該当する。

例) 受験料補助、学会・研修会参加費を支援、認定・更新費用を手当等

9-d. 病院ホームページでの募集案内を掲載している

- ・自院が整備しているホームページ上において、薬剤師の採用情報を掲載していること。（グループ病院が一括採用している場合、自院への就職可能性のある旨が明記されていれば可）

9-e. 職業紹介所（WEB）で募集している

- ・職業安定法に基づく職業紹介所に限る。（有料・無料問わない。）
- ・職業紹介所の一覧（届出/許可状況）については、厚生労働省職業安定局の「人材サービス総合サイト <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>」に掲載されている。
- ・3以上の職業紹介所において薬剤師の求人情報をWEB掲載している場合、当項目が該当する。ただし、掲載プラットフォームが同じであるなど、求職者から見て同一として扱うことが自然である場合（例えば、㈱日本〇〇スタッフサービスと㈱〇〇スタッフサービス石川で同じプラットフォームで掲載）は、1紹介所として扱う。

9-f. 新聞や情報誌に求人広告を掲載している

- ・紙面媒体での広告が該当する。

9-g. 就職フェアへ出展している

- ・合同就職説明会など、複数の事業者が同時に出展しているイベントが該当する。ただし、説明者（プレゼンター）不在の出展である場合（例えば、パンフレット等の提供のみ）は、出展として取り扱わない。

9-h. 50以上の薬学部への求人情報の提供

- ・金沢大学と北陸大学を含むこと。

9-j. 薬学部6年生に対して4月末日までに入社エントリーを開始

- ・通年募集も可とする。

10-1. 初任給調整手当又は資格手当の設定がある

- ・採用後一定期間の給与調整を目的とした手当や専門薬剤師資格取得者に対する手当であって、いわゆる薬剤師であれば自動的に対象となる手当や、大卒者初任給格付けの調整とみなされるものは該当しない。

10-m. 完全週休2日制

- ・4週8休や、週休2日制（年間を通して1カ月に1回以上、週2日の休みがある制度）ではない。

10-o. 職員住宅（社宅）・独身寮の確保

- ・物件そのものの確保であって、住宅手当の支給ではない。
- ・社有、借りを問わない。
- ・空き枠が無い等で、事実上利用できない場合は不可。

10-p. 70歳までの就業機会の確保

- ・改正高年齢者雇用安定法で努力義務とされているところの趣旨。定年制の廃止も可。

10-q. 院内保育所の設置

- ・空き枠が無い等で、事実上利用できない場合は不可。
- ・企業主導型保育事業による保育施設も、院内保育所の設置と同等として取り扱う。

(薬剤師に関すること)

1. コースに参加（エントリー）する場合、どうすればよいか

県内外在住を問わず参加できますが、県内の指定された病院に限って就業しなくてはならないことに留意してください。共育病院に籍を置くプログラム薬剤師だけが、共育プログラムに参加登録できます。プログラム薬剤師は、共育病院が受講者を募集している場合、共育病院と十分な調整の上、受講を開始することができます。このとき、受講を開始した日から義務年限が算定されます。プログラム薬剤師が籍を置く病院は、プログラム薬剤師の受講を開始した日から30日以内に受講開始届を石川県知事あてに提出しなければなりません。

2. プログラムを離脱した場合、プログラム薬剤師はどうなるのか

プログラムからの離脱は、本人の申し出による辞退のほか、義務年限期間中に資格を取得できないこと、退職や長期休業等で就業日数等の満了要件を満たす見込みが無くなった状態を想定しています。離脱となった場合、プログラム薬剤師の身分や待遇等がどのように取り扱われるのかは募集要項で明確に示しておく必要があります。当プログラム上では、プログラム薬剤師の登録が削除となります。

3. プログラムを満了した場合、プログラム薬剤師はどうなるのか

事業効果を把握するため、当面の間、県の求めに応じて就業状況を報告することとなります。必要なタイミングで県から満了者宛てに現況を照会しますので、報告願います。

4. 年休（休暇）や休職した場合の日数の算定はどうなるのか

設定された就業スケジュールに基づいて義務年限を算定しますので、この間に年休（休暇）や休職があったとしても、当プログラム上ではこれによらず、就業があったものとみなします。ただし、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合であっても休職期間が長期にわたる場合については、要綱第7条の通り、プログラム薬剤師の登録が削除される場合があります。

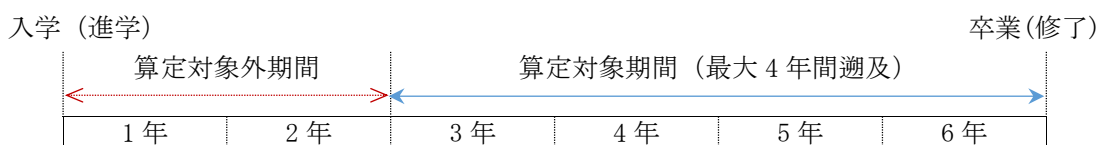
5. プログラムの参加によって、病院での就業・雇用が保証されるか

当プログラムの参加をもって、県が義務年限期間若しくはそれ以降の就業・雇用を保証するものではありません。

(修学資金返済支援事業に関すること)

1. 支援額（予定額）はどれくらいになるのか

要綱第6条の計算式によって算定します。借入月額や借入月数によらず、240万円が上限となります。卒業(修了)月より起算して前4年間(48カ月間)を算定対象期間として、それ以外の期間(算定対象外期間)の借入期間と月数によって按分します。



例1) 在学中の借入期間: 大学4年4月～大学6年3月(卒業月)まで 計36カ月間

申請時における返済残高: 190万円

支援額=返済残高190万円×期間按分 $36/36=190$ 万円

例2) 在学中の借入期間: 大学2年10月～大学6年3月まで 計54カ月間

申請時における返済残高: 360万円

支援額=返済残高360万円×期間按分 $48/54=320$ 万円 →上限240万円

例3) 在学中の借入期間: 大学1年7月～大学5年6月(借入最終月)まで 計60カ月間

(但し、卒業月の前4年間に借り入れた期間は大学3年4月～大学5年6月の27カ月間)

申請時における返済残高: 420万円

支援額=返済残高420万円×期間按分 $27/60=189$ 万円

例4) 在学中の借入期間: 大学5年4月～大学院5年3月(卒業月)まで 計84カ月間

申請時における返済残高: 400万円

支援額=返済残高400万円×期間按分 $48/84=2,285,714$ 円 →2,285,000円

2. 支援対象者数が予定数に達した場合の取り扱い

予算の範囲内で行う事業であるため、予定件数分の認定が完了した段階で、以降の支援対象者の認定は見合わせます。(支援を受けることはできません)

支援対象者とならなかった者を、当県の修学資金返済支援事業に代わって各病院が独自に支援するものを妨げるものではありません。

3. 支援金を受け取った以降の手続き

支援金は、貸付元ではなく、薬剤師個人に対して支払するため、例えば受取者に所得税法等に基づく必要な手続きが生じる場合は受取者自ら適切に処理しなければなりません。税務当局へご相談ください。